

平成29年10月20日

保護者のみなさま

愛知県立佐屋高等学校長

北朝鮮の弾道ミサイル発射に係る授業の取扱い等について（お知らせ）

日頃は本校の教育にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、標題のことにつきまして、Jアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合の本校における授業の取扱い等を下記のとおりとしますのでお知らせいたします。（児童）生徒の安全確保に向け、一層のご理解とご協力をよろしく願いいたします。

記

- 1 登校前にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合は、生徒は自宅待機とします。その後、「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」や「日本の領海外へ落下したとの情報」が発信された場合は、自宅待機を解除しますので、生徒は速やかに登校することとします。

なお、「日本の領土・領海内へ落下したとの情報」がJアラートにより愛知県に発信された場合は、生徒は自宅待機を継続します。その後の対応については、学校から生徒・保護者のみなさまへは「学校ホームページ」や「きずなネット」等で連絡します。

- 2 学校活動中にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合は、生徒は学校活動を中断します。その後、「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」や「日本の領海外へ落下したとの情報」が発信された場合は、生徒は学校活動を再開します。

なお、「日本の領土・領海内へ落下したとの情報」がJアラートにより愛知県に発信された場合は、生徒は安全確認ができるまで校内の安全な場所で待機します。安全確認ができ次第、学校活動の継続等を行います。学校の対応については、保護者のみなさまへは「学校ホームページ」や「きずなネット」等で連絡します。

（注意）

- ・ Jアラートの緊急情報が愛知県に発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予測される場合です。
- ・ 弾道ミサイル落下時の行動については、内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）に掲載されています（裏面参照）ので、ご確認ください。



弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
[@Kantei_Saigai](https://twitter.com/Kantei_Saigai)



Jアラート (例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中か
地下に避難。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

北朝鮮による弾道ミサイル発射によりJアラートの緊急情報が発信された場合の 県立学校の授業の取扱い等について

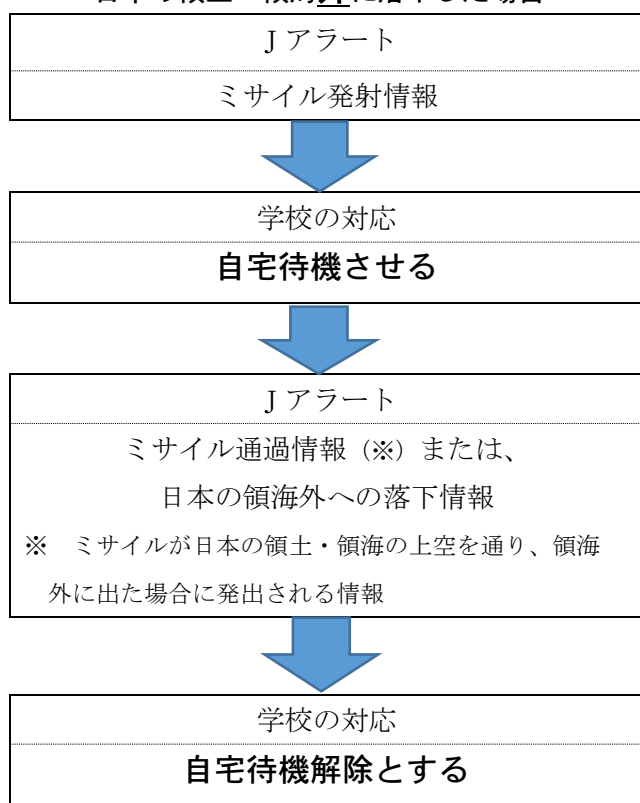
北朝鮮による弾道ミサイル発射によりJアラートの緊急情報が発信された場合の県立学校の授業の取扱い等については、以下を基本とする。

ただし、災害の状況、地域の実態等に応じて児童生徒の安全を考慮し、臨機応変に対応することが必要である。各学校で判断が難しい場合は、県教育委員会に相談すること。

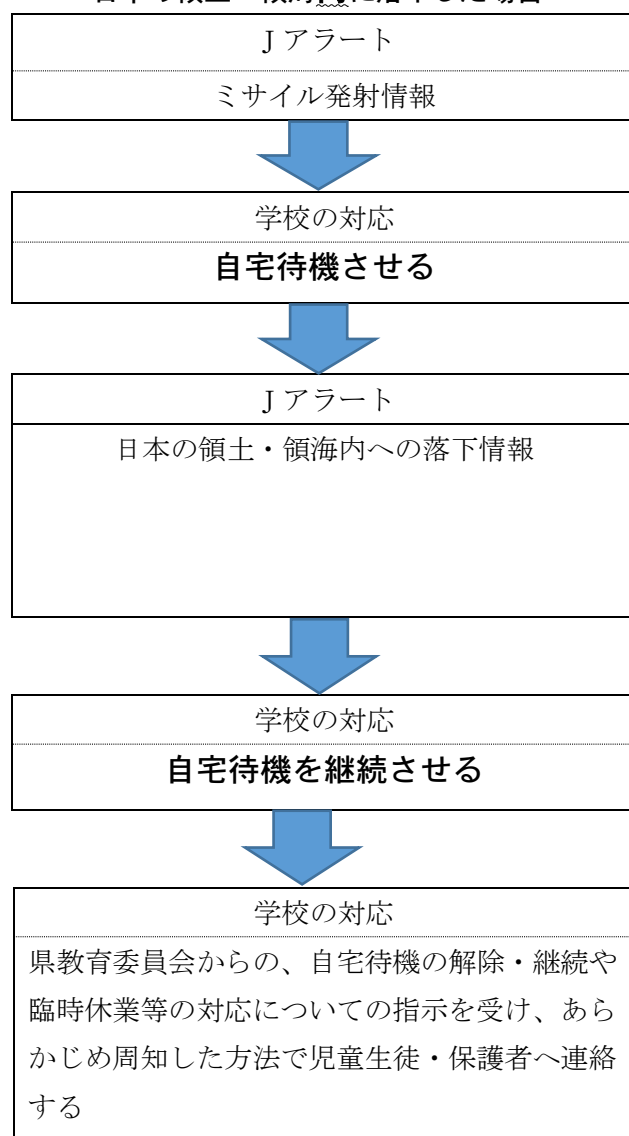
なお、愛知県にJアラートの情報が発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予測される場合である。

1 登校前

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが
日本の領土・領海外に落下した場合



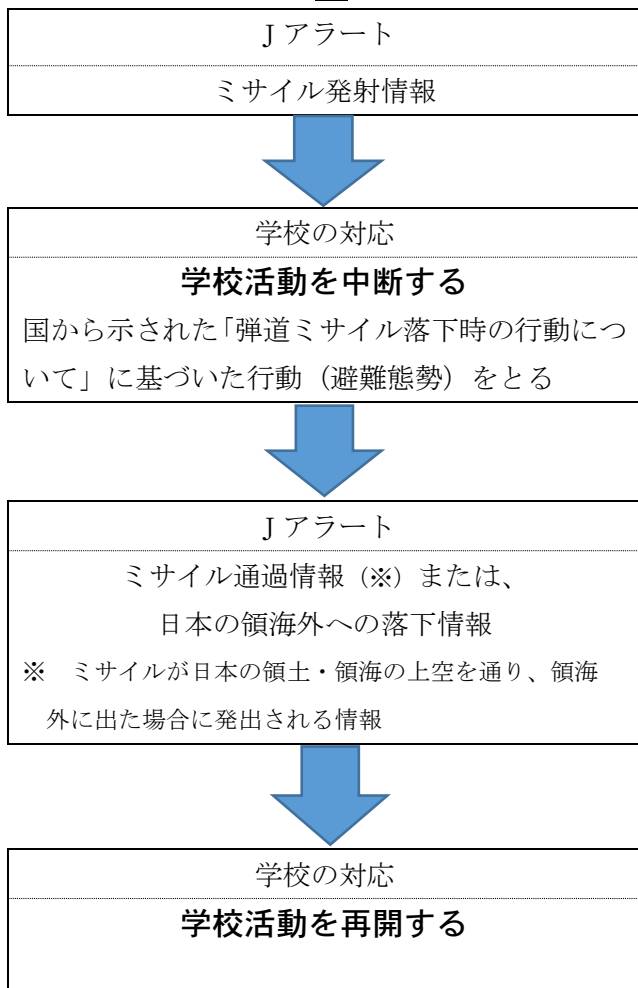
(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが
日本の領土・領海内に落下した場合



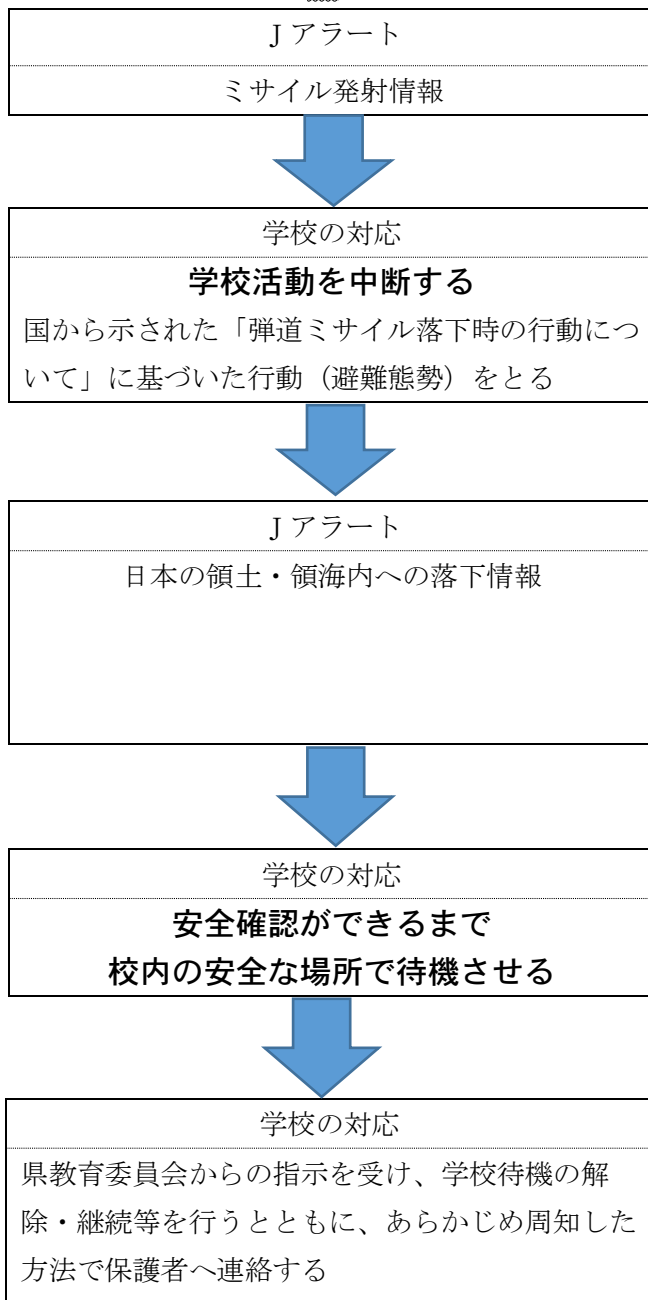
注：日本の領土・領海内にミサイルが落下したが、愛知県にJアラートの情報が発信されなかった場合は、原則として平常どおり授業等を行う。ただし、県教育委員会が必要と判断した場合は、自宅待機、臨時休業等の措置を指示することがある。

2 学校活動中

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海外に落下した場合



(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海内に落下した場合



注：日本の領土・領海内にミサイルが落下したが、愛知県にJアラートの情報が発信されなかった場合は、原則として引き続き授業等を行う。ただし、県教育委員会が必要と判断した場合は、安全な場所での待機等の対応を指示することがある。